

流山市農業委員会  
平成24年第8回  
総会議事録

平成24年8月24日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成24年第8回総会議事録

1 期 日 平成24年8月24日(金)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 14番 水代 啓司  
15番 石井 勇

5 出席委員(15名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	5番 酒巻 孝美
6番 豊島 啓行	7番 青野 直
8番 水野 敬久	9番 中村 敏則
10番 大作 栄	11番 根本 隆
12番 小林 常男	13番 須郷 英夫
14番 水代 啓司	15番 石井 勇
16番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

4番 中村 彰男

7 書記名 副主査 岡田 敏夫

8 事務局 局長 岡田 一美  
次長 吉田 勝実  
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

- (1) 議案第38号 農用地利用集積計画の決定について…………… 1
- (2) 議案第39号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について…… 3
- (3) 報告第21号 専決処理の報告について…………… 4

開会 午後3時00分

高市議長 大変、残暑厳しい折柄ではございますが、そろそろですね、田圃の収穫の方も間近になってくると思います。十分気を付けていただいてですね、体調を整えて収穫に励んでいただきたいと思います。

それではですね、ただ今から平成24年第8回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、4番、中村彰男委員から、欠席の旨届出がありましたので御報告をいたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

14番、水代委員、15番、石井委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第38号の「農用地利用集積計画の決定について」から議案第39号の「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」までの2議案について御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第21号の「専決処理の報告について」御報告をさせていただきますと存じます。

議題の御説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第38号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページでございます。

議案第38号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりであったので、意見を求める。

平成24年8月24日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに権利者でございます。権利者は流山市下花輪の方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市下花輪の田、2筆で、面積は2,062㎡です。議案案内図につきましては1ページでございます。

今月の利用集積計画につきましては、以上の1件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第38号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件であります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は80歳であります。

また、営農状況については、耕作面積が約2.2ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は、稲刈り前の状況であります。稲を作付けたのは権利者が行ったということでもあります。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

なお、稲の収穫は、権利者が行うということでもあります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

14番(水代委員) この場合ですね、権利者が収穫を行うということ、これ新規の計画なんです。それもう少し前の時期に申出をしてもよかったんじゃないかなと思うんですけども、今の、この時期になったのは何か理由があるのでしょうか。

山口次長補佐 それでは今の御質問にお答えいたします。実はこの義務者側の方で相続が発生しておりまして、所有権の移転が遅れたため、この時期に遅くなってしまったということでございます。

14番(水代委員) 分かりました。

高市議長 ほかにございますか。ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第38号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第38号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第39号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページでございます。

議案第39号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成24年8月24日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに申請者でございます。申請者は流山市駒木台にお住まいの方でございます。次に、申請地ですが、申請地は流山市駒木台の畑、1筆で、面積は115㎡です。本件土地につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は20年以上前から宅地の一部として使用されているものでございます。今回、住宅の建て替えに伴いまして、申請地の地目変更登記申請を行いたいため、証明願の提出があったものでございます。

議案案内図につきましては、2ページでございます。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の1件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第39号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

本案につきましては、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

最初に、申請地の状況であります。駒木台福祉会館の南西約150mに位置している土地で、地目は畑ですが、現況は宅地の一部として使用されておりました。

申請地は、昭和45年に住宅及び倉庫を建築した時から、住宅の通路として使用されておりましたが、平成11年10月に申請者が相続により取得したときも同じ目的で使用されておりました。

今回、住宅を建て替えることから、登記簿上の地目と現況の地目を一致させ、土地の地目変更登記申請を行うため、申請があったものでございます。

なお、今回の申請書の提出にあたっては、平成元年に撮影された航空写真が添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、今から20年以上は、宅地として利用されていたことが確認できるため、本案については、賛成多数で証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第39号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第39号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第21号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の4ページでございます。

報告第21号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年8月24日報告

流山市農業委員会 会長 高市 正義

最初に、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

今月の届出は1件で、移転の原因は相続によるものです。

届出者は流山市谷の方で、平成23年11月2日に農地を取得されました。取得し

た農地につきましては、流山市桐ヶ谷にございます農地、2筆で998㎡でございます。

今月は、以上の1件でございます。

次に、議案書の5ページを御覧いただきたいと思ます。

2番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の御報告は5件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳につきましては、住宅用地が5件でございます。

以上、今月の4条届出の合計といたしましては、5件、6筆、2,734㎡、地目別の内訳は、田が3筆、1,462㎡、畑が3筆、1,272㎡でございます。

次に、議案書の6ページを御覧いただきたいと思ます。

3番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。今月の御報告は23件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳につきましては、売買が14件、共有物分割が5件、賃貸借が4件でございます。また、転用目的別といたしましては、住宅用地が18件、保育園が3件、宅地拡張が1件、駐車場が1件でございます。

以上、今月の5条届出の合計といたしましては、合計23件、81筆、25,145.88㎡、地目別の内訳につきましては、田が16筆、5,590.56㎡、畑が65筆、19,555.32㎡でございます。

御報告は、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特になさいますので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成24年第8回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時19分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成24年8月24日

流山市農業委員会 会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 水代 啓司.....

流山市農業委員会委員 石井 勇.....